

[事案 2019-294] 新契約無効請求

・令和2年6月22日 和解成立

<事案の概要>

契約した覚えがないことを理由として、契約の無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成28年2月に契約した養老保険について、以下の理由により、契約を無効として既払込保険料を返還してほしい。

- (1)本契約について、自分が申込みをしたことになっているが、保険会社が申込みをしたとする場所に行ったことはなく、申込日当日は別の場所で仕事をしていた。
- (2)申込時の提出書類は、自分が署名・押印したものではない。

<保険会社の主張>

本契約の申込みは、申込日の翌日または翌々日に申立人の家で面談して行っており、また、申立人から申込関係書類に記名・押印等を受けたものの、契約内容の説明は事前に申立人の父に対して行い、申立人に対しては契約内容および重要事項を十分に説明していなかった可能性があることが判明したことから、契約を無効とし、既払込保険料の返還に応じる。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづき審理を行った。

2. 裁定結果

上記手続中、保険会社より、契約時の状況を考慮した和解案の提示があり、裁定審査会において検討した結果、これを妥当と認め、申立人に提示したところ、申立人の同意が得られたので、和解契約書の締結をもって手続を終了した。